定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議に関する指針(案)

1 趣旨

定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱(平成22年いなべ市告示第40号)第9条の規定に基づき、定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議開催の事前公表

会議を開催するときは、開催日のおおむね2週間前までに、開催日時及び開催場所(公開又は非公開の別を含む。)を、本市のホームページにより事前公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

3 会議の公開基準

- (1) 会議は、原則として公開とする。
- (2) 懇談会座長(以下「座長」という。)は、会議の全部又は一部を非公開とすることが適当であると判断したときは、当該会議に諮り、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは座長の決するところによるものとする。

4 傍聴者の決定

- (1) 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と座長が認めるときは、この限りではない。
- (2) 傍聴希望者数が定員(前号ただし書の規定により座長が定員を超えて傍聴を認めたときは、当該認めた人数)を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。
- (3) 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、定住自立圏共生ビジョン懇談会会議傍聴希望申請書(様式第1号)により申請を行い、傍聴許可証(様式第2号)を受領し、会議の会場に入場するものとする。

5 傍聴することができない者

次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他審議を妨害し、又は他 人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で飲酒、食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 座長が会議資料を返却することが適当であると判断したときは、当該会議資料を事務局に返却し、持ち出してはならない。
- (7) 傍聴により知り得た発言、委員氏名等を、インターネット、広報誌等で公表 してはならない。

7 秩序の維持

- (1) 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務 局職員に指示させることができる。
- (2) 座長は、前号の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

8 会議資料

傍聴者には、懇談会と同じ会議資料を配布するものとする。

9 運営状況の報告及び公表

懇談会の運営状況の公表は、ホームページへの掲載により行うものとする。

附則

この指針は、令和6年 月 日から施行する。

受	付番号	
	, J 	

定住自立圏共生ビジョン懇談会会議傍聴希望申請書

定住自立圏共生ビジョン懇談会 座長 あて

		年	月	\Box		
申請人	〒 −					
住 所	ē Ē	電話	_	_		
申請人						
氏 名						
法人等の名称 ※						
※ 法人として傍聴を希望する場合は、記入してください。						
	┈┈┈ ≪ 事務局使用欄 ≫					
傍聴許可書管理番号						
【その他必要な事項】						
備考						

様式第2号(指針4関係)

傍聴許可証

(表)

管理番号



いなべ市

定住自立圏共生ビジョン懇談会 会議 傍聴許可証

定住自立圏共生ビジョン懇談会 座長

管理番号は、1から10までとする。

(裏)

【 傍聴者の遵守事項 】

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で飲酒、食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 座長が会議資料を返却することが適当であると判断したときは、当該会議 資料を事務局に返却し、持ち出してはならない。
- (7) 傍聴により知り得た発言委員氏名等を、インターネットや広報誌等で公表して はならない。
- ※ 以上の事項をお守りにならない場合は、ご退場いただくことがあります。

傍聴許可証はレモン色用紙を使用し、横 110mm 以内、縦 80mm 以内とする。